

関係団体・市町村への意見聴取結果
 (①県が包括的な人権尊重条例の検討に着手したことについて)

※意見は原文から一部要約の上記載しています

項目	番号	回答	団体（五十音順）、市町村
①県が包括的な人権尊重条例の検討に着手したことについて	1	・差別、人権無視を支持する国民が一気に増えた今、人権を守る為の条例をつくることは今まで以上に必要なことだと思う。	I 女性会議長野県本部
	2	・包括的な人権尊重条例は必要なことだと考える。 ・昨今の人権問題は従来の同和問題や障がい者等だけでなく、性的マイノリティの方々やSNSによる誹謗中傷等、時代とともに様々な形に変容し、対策が追いつかない状況。 ・人権問題という言葉の範囲が広がっていくなかで、同様に県民に対し意識を広げる条例は重要であると考えられる。	一般社団法人長野県経営者協会
	3	・全国に誇れる条例となることを期待している。 ・今「喫緊の課題」であるSNS、インターネット上における差別・人権侵害に対して、被害当事者が差別に立ち向かう際の後押しとなるような条例をつくってほしい。	NPO法人人権センターながの
	4	・県民の人権尊重は必要だと思う。	NPO法人長野県精神保健福祉会
	5	・昨今、国政選挙において特定の国籍や民族に対する偏見の助長や、「外国人」の分断を生み出すような差別的な発言・報道が散見され、共生社会の実現が危惧される現状。本条例が、こうした差別を許さないという毅然とした姿勢を示し、全ての県民が安心して暮らせる社会の実現に貢献することを強く期待する。	公益財団法人長野県国際化協会
	6	・条例を制定することは、今後の取組に繋がる大きな意義がある。 ・制定後に人権尊重についてどのように子どもに啓発し、人の育成や人権意識の醸成に波及させていくかという視点も大切。	公益社団法人信濃教育会
	7	・県内においてもハラスメント、SNSによる誹謗中傷などの事象が頻繁に起きている中、県が人権に係る条例を定めることにより市町村に波及するなど、一定の効果が見込まれ意義のあることだと思われる。	公益社団法人長野県看護協会
	8	・戦後の民主主義や人権教育が進められてきた中で、少数派の違う価値観をもつ人たちが上辺だけで違いを感じる人を集団から排除しようとする動きが公然と見受けられ、ヘイトスピーチや様々な偏見や差別にもつながっており、良くない方向に現実が深化しているように思う。繰り返し人権について考え、お互いを理解する取り組みが必要であり条例を通じて具体的に取り組むことが必要と考える。限られた特定の人を対象としたものではなく、当たり前のことではあるが全ての人を対象とした条例は必要と考える。 ・障がい者が地域で少しでも理解されて地域住民と一緒に手を取り合って生活ができるようになるのであれば意味はあるのだと思う。	公益社団法人長野県社会福祉士会
	9	・条例検討に着手することは良いことだと思う。	社会福祉法人長野県社会福祉協議会

10	<ul style="list-style-type: none"> ・人権条例制定には賛成する。 ・障がい者団体として、障がい者の権利保障はもちろん、女性、子どもはじめ、社会的マイノリティ、国籍や人種の違いなどを越え、すべての人々の人権を守ること。そのためには、憲法や障がいのある人の権利条約をはじめとした国際的な条約の理念に合致した条例の中身にすること。 	障害者の生活と権利を守る長野県連絡協議会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等における人権侵害は、被差別部落や障がい者、男性・女性・LGBTQ+、子供、ハンセン病元患者、アイヌや沖縄の人々に対する差別の文言が生まれる土壌となっている。 ・コロナ禍では、患者や病院などをネット上に掲載したり、部落探訪と称して動画サイトに晒したり、信憑性の不確かなデマなどの垂れ流しが散見される。 ・長野県は、これら人権条例やインターネット条例がない。インターネット上の差別や人権侵害、誹謗中傷に対する公的機関の具体的な条例制定は、可及的速やかに制定しなくてはならない。 	「同和問題」にとりくむ長野県宗教教団連絡会議
12	<ul style="list-style-type: none"> ・とても歓迎している。健全な社会の中に、マイノリティとして存在する人が生きづらさを感じずに生活できる社会になることを願う。 	特定非営利活動法人信州難聴者協会
13	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に支持する。 ・憲法や子どもの権利条約、こども基本法に基づいた内容にしてください。子どものいじめや虐待、貧困、ヤングケアラー、自死、性被害等が増え続けており、人権が守られる社会の実現は喫緊の課題。また、7000人を超える児童生徒が不登校（学習権侵害）の状態。 ・近年、ヘイトスピーチ条例が他の自治体でも制定されていますが、排外主義的なヘイト表現はSNS等を通じて子どもたちも目にするとところ。様々なルーツを持つ子どもやLGBTQ等の子どもの人権を守るためにも条例は必要だと思う。 ・条文は理念だけでなく、具体的な実行力のあるものになることを望む。 	長野県教職員組合
14	<ul style="list-style-type: none"> ・現在もそれぞれの団体等で取組を行っているが、条例は県、市町村、事業者などが同じ目的に向かって取組を推進していくための背骨となるため、制定の趣旨には賛同。 	長野県商工会議所連合会
15	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重について、理念条例とすることはふさわしいと考える。 	長野県商工会連合会
16	<ul style="list-style-type: none"> ・大切なことである。 	長野県助産師会
17	<ul style="list-style-type: none"> ・人権はすべての人に保障されるべき普遍的な価値であり、県として人権尊重の社会づくりを推進する姿勢は評価。差別やハラスメントの根絶、多様性の尊重、教育や啓発活動の強化は、持続可能な社会形成に欠かせない。条例によって人権意識の向上が図られることを期待。 ・条例が理念的なものにとどまらず、実効性のある条例となることを期待。 	長野県消費者団体連絡協議会
18	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定については遅いくらいと考えており、制定することについては賛同。 	長野県中小企業団体中央会
19	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県において条例を制定することは、大変意義深く、有効性があることと考える。 	長野県同和教育推進協議会
20	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化など、すぐ先も見通せない状況もある中、個人の価値観も多様化していることから、見直しは必要だと考える。多くの人が自分らしく暮らしていけるような県となることを望む。 	長野県農業協同組合中央会
21	<ul style="list-style-type: none"> ・「長野県人権政策推進基本方針」だけにとどまっていた長野県の人権行政を、条例化して長野県の人権擁護の姿勢をより強く打ち出そうとする姿勢は評価。 ・問題は後述する条例の性格・内容と、条例制定の議論の進め方。人権条例の制定が知事から表明されたのが2月県議会、その後、1回だけ人権政策審議会が開かれただけで、関係団体に書面で意見募集を行い、9月の審議会に骨子案を示すという進め方は極めて拙速感がある。県議会での審議はもちろん、県民公聴会などを開き、県民に広く意見を募集する中で「骨子案」を作成すべき。条例制定の手法について見直されることを求める。 	長野県平和・人権・環境労働組合会議

22	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定自体については、弁護士会として賛成。 ・今まで長野県人権政策基本方針に基づく取組や、犯罪被害者、子ども、障がい者に関する条例の制定など、個別分野へ取組の実績を積み上げた上で、包括的な人権尊重条例をつくる意義は非常に大きい。 ・議会で議論して民意を反映することそれ自体が啓発として、県民の人権意識も高まっていくことになると思う。 	長野県弁護士会
23	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な差別がある中で、人権関係団体の皆様からも条例制定については前向きな意見を聞いており、本会としても条例制定の趣旨に賛同。 	日本労働組合総連合会 長野県連合会
24	<ul style="list-style-type: none"> ・条例は自治体として継続して施策を実施していくために必要なものであり、検討に着手したことについては期待している。 	部落解放同盟長野県連合会
25	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化、複雑化する社会の中で、子ども達を守る最も必要な取り組みだと感じる。 	松代福祉寮
26	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の審議会の開催情報及び開催後の資料提供を望む。 	長野市
27	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県が、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有し、人権がより尊重される社会を実現するために、包括的に人権尊重の制定に向けご尽力いただいていることに対し、敬意を表する。基礎自治体として人権施策に取り組む立場から心強く前向きに受け止めている。 	須坂市
28	<p>平成22年度以降に、長野県としての人権政策に関する基本方針が策定されていなかったもので、今回条例を制定し、条例の中で示し、基本方針や計画が定期的に作成されれば、市町村で人権に関する総合計画を策定するにあたり、参考となるので、大変助かる。</p>	小諸市
29	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化、少子高齢化など各人権課題が複雑化するなど変化していることから、県の人権政策を推進する上で、条例という規範や法的根拠をもつことによって、県全体の人権意識の底上げにつながればよいことだと思う。 	中野市
30	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県が「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の検討に着手されたことに賛同。現代社会が直面する多様化・複雑化する人権課題に対し、県が明確な姿勢を示し、県民全体で人権尊重の意識を高めていくうえで、時宜を得た判断であると認識。 	佐久市
31	<ul style="list-style-type: none"> ・市の人権に関する方針や規定の指針としていきたいので、速やかなご対応を望む。 	飯山市
32	<ul style="list-style-type: none"> ・県として人権に関する条例を策定してもらうことで、各市町村が人権に対する事業を推進していくにあたり、一つの大きな指針になると考える。 ・条例があることで県内のどこに住んでも、県内に移り住んでも、人権が守られているという安心に繋がっていくと考える。 	東御市
33	<p>長野県が、これまで人権政策を総合的に推進してきたことに加え、多様化・複雑化する人権問題に則した本条例制定に向け検討を行っていることについて賛同するとともに、町の施策を進める大きな後押しになると期待。</p>	佐久穂町
34	<ul style="list-style-type: none"> ・人権は本来すべての人に保障されるべきものであり、価値観の多様化が進んだ現代において、既存の法令では明文化されていない包括的な人権尊重条例の必要性について検討を進めることは重要と考える。また、制定している都道府県が少ないことから、自治体としての姿勢を内外に示すため、重要と考える。 	喬木村
35	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の人権が尊重される社会を目指す施策を示すことは良いことだと考える。 	坂城町
36	<ul style="list-style-type: none"> ・良いことだと思う。 	小川村
37	<ul style="list-style-type: none"> ・現状に見合った条例が策定されることを期待したい。 	野沢温泉村

関係団体・市町村への意見聴取結果
(②検討を進めている条例に関して)

項目	番号	回答	団体
②検討を進めている条例に関して	38	<ul style="list-style-type: none"> ・6月11日に開催された審議会の資料2の「カ」の項目はもっと具体的な差別について記した方が良くと思う。基本方針に入れるとの県の考えもあるが、ここに一緒に掲載した方が分かりやすい。 ・差別事項について、人によっては差別とっていない事柄もあり、これが差別だと明記することは必要だと思う。 ・インターネット上での差別・人権侵害に対しては是非具体的対応項目を入れた内容を望む。また相談窓口は必要。 ・一由会長さんの最後の「最大の人権侵害は戦争」という言葉に同感。是非「平和」を理念の前文に入れていただきたい。 	I 女性会議長野県本部
	39	<ul style="list-style-type: none"> ・条例を作成するのは良いが、条例に関してどういった活用が見込まれるのか。また本条例をもとにどのような活動が望ましいのか、また県として実施していくのか。条例を通すことだけを目的にせず、広く県民に知らしめて効果が表れるよう期待する。 	一般社団法人長野県経営者協会
	40	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例等の関係法令の主旨が生かされながら、「長野県人権尊重の社会づくり条例(仮称)」の条文中に、「何人も、他人に対して、…心身の機能の障害…、病歴その他の事由を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」(秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例第3条)、「…今もなお、…障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しており…、」(愛知県人権尊重の社会づくり条例前文)等他県の条例にみられるような「障がい」に関わる理解が深められる文言を明示し、より一層、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等による不当な差別的取扱いによる暮らしにくさが解消され、共に支え合い、活かし合う社会の実現が促進されることを願う。 	一般社団法人長野県知的障がい福祉協会
	41	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の人権侵害への対応を推進するために、理念条例ではなく、「人権侵害行為者等への相談支援」「削除の要請」「(教示)又は助言」「勧告、意見聴取(あっせん)」「状況の公表」「差別調整委員会の設置」「インターネット上の人権侵害解消推進部会の設置」「財政上の措置」等を規定し、現状の問題に有効的に対応できる条例とすることが望まれる。 ・そのような条例とすることで <ol style="list-style-type: none"> 1. 被害者が県に相談(訴え)しやすくなる。そのことは県民の安心にもつながる。 2. 人権侵害・差別行為を行う者に対しての一定の抑止効果等にもつながる。 3. 上記内容の条例があることで削除要請に対する削除率が高まる。(他府県の取り組みより) 4. 差別・人権侵害に対して取り組む職員の「対応できる根拠」となる。 5. 弁護士など専門性の高い機関に繋げることは大切だが、被害者は費用負担や解決に係る時間などの課題を抱える。専門性のある人で構成される「差別解消調整委員会」等が設置されることで、被害者はより訴えやすくなる。 6. SNS, ネット上での差別用語は常に変化(「部落」「同和」から他の言葉へ)すること及び、各地域独自の差別用語の存在などを踏まえるため、上記「委員会」等の設置が望まれる。 ・検討に当たっては、差別の現状及び被差別当事者の想いを把握する必要がある。例えばインターネットにおいて自分の生まれた地域が被差別部落であると晒された人がどのような思いをしているか受け止めてほしい。また、そのための実態調査が望まれる。 ・あと2回の人権政策審議会で条例に係る議論を尽くせるのか疑問。 	NPO法人人権センターながの

42	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の差別禁止宣言規定について、差別が実在することも事実なので、差別をしてはいけないと明記せざるをえないことは理解できる。一方、教育現場では「～してはいけない」という教え方以上に、自分で考えてよりよい行動ができる方向を大切にしている。 ・長野県は広く地域ごとに文化も異なり、同和地区がある場所や外国籍の人が多い場所もあり、人権問題も地域ごとに異なるのだと思う。また、それ自体が長野県における人権問題の特徴になると思う。 	公益社団法人信濃教育会
43	<ul style="list-style-type: none"> ・県内にも多くの外国籍の方が生活し、国においても多文化共生基本法制定に向けての動きも見られるが、外国人に対して様々な意見があるのも実情。外国籍県民の人権についても広く意見を聞いてスタンスを決めてほしい。 	公益社団法人長野県看護協会
44	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に係る課題が多様化している中で、私たちの日常生活の中で当たり前になっている事案について考え、具体的に解決に向け取り組み、他人事ではない自分の権利として意識し人権を具体的に確立していくための指針となる条例を望む。 ・人権尊重条例が形だけのものにならないように社会福祉士等の専門職が条例の先導役になるように予算を付けて権限を与えて仕事として取り組めるようにできればよいと思う。 	公益社団法人長野県社会福祉士会
45	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県地域福祉活動計画（民間福祉関係団体が目指す協働のアクションプラン）等において「多様性」「共生」という表現が用いられてきており、条例にも「多様性」や「共生」という言葉が入るとよい。 ・適切な支援をするところにつなぐ総合的な相談窓口が必要。相談に携わる関係機関によるネットワークの様な支援体制の協力体制・連携体制構築の検討が望ましい。 	社会福祉法人長野県社会福祉協議会
46	<ul style="list-style-type: none"> ・国に対しては、介護家族支援法。県には、介護家族支援条例の制定を求めている。 	障害者の生活と権利を守る長野県連絡協議会
47	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が当事者である私たちと意見を聴く、意見交換の場を設けてほしい。インターネット上などの差別表現等は勿論ですが制度的差別に対する定期的な意見を聴く場を設けることを条例で定めてほしい ・そして理念法としてではなく罰則規定のある実定法として出来る限り具体的であることを希望する。（川崎市の人権条例が参考になる）。 ・多文化共生社会を実現するため具対的な項目を定めてほしい。 ・松本市島内にある朝鮮学校においては、近年2回にわたり校門内にカッターナイフが数十枚ばら撒かれる危害が発生した。幼稚園生、小学生、中学生などに直接身体、精神的な危害である。このような行為に対して一般的な法律だけではなく長野県においては特別の条例があつてしかるべき。 ・様々な現象があるが、根っこは行政の制度的な差別的処遇、朝鮮学校に対して行政の不作为がある。在日同胞、特に学生父兄と、行政との相談窓口を設定し常に行政が具体的、積極的対応出来る項目を定めてほしい。 ・長野県条例は1995年日本も加盟した人種差別撤廃条約に定める規約に沿った内容とすること。意見としては、条約第2条第2項にある、＜特定の人種の集団又はこれに属する個人に対し人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を保障する為、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的な措置をとる。＞という規定に則り積極的な対応を望む。 	在日本朝鮮人長野県総聯合会長野県本部
48	<ul style="list-style-type: none"> ・条例のある自治体では、削除要請に対する対応が速いそうである。県民の安心のために、官民連携をして、即効性のある条例を制定して頂きたい。 ・被害者へのサポート、相談事業があると宜しいかと思う。専門部署を立ち上げて頂き、有事の際には、通報、相談できる旗印となる専門機関があると良い。 ・県民に広く受け入れて貰うため、啓発活動や、事業報告もすること。 	「同和問題」にとりくむ長野県宗教教団連絡会議
49	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県障がい者共生条例の理念と重複する部分も多いと思う。物理的、制度的、文化的なバリアの解消も大切であるが、意識上のバリアを解消することが人権を守ることに繋がっていくと思う。具体的な人権問題を提示して、どのように取り組んでいくのかを優先してほしい。 	特定非営利活動法人信州難聴者協会

50	・人権に関し幅広い視点で検討、実行されることを期待。	松代福祉寮
51	・学校には、社会で生活する全ての住民の子どもが在籍することを踏まえ、多様性を認め合える社会をめざし、「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい他の差別を許さない」という意思を明記してほしい。 ・子どもたちが性の被害者にも加害者にもならないよう、必要な教育や啓発、その他の施策を行うこと。とりわけ、SNS等を使った犯罪が行われないよう、未然防止や早期発見に努め、被害者の支援を図るための施策を行うことを明記してほしい。	長野県教職員組合
52	・条例制定がゴールではない。制定後にいかにして県民の意識・行動変容を促すかが重要であり、そのためのフォローが必要。 ・県が実施している人権尊重に関するセミナーに加え、既に各団体で実施している事業を人権施策の一環として位置付けるなどして、総合的に推進することが望ましい。	長野県商工会議所連合会
53	・生きづらさを解消し、寛容な社会をつくる素地になるものだと考える。信州未来共創戦略の推進に資するものにしていただきたい。 ・理念となる条例を定めた後、取組を機動的に進めることが肝要。	長野県商工会連合会
54	・大事なことである。県民各自が自覚して実践できる内容にして、絵に描いた餅にならないことが大事。	長野県助産師会
55	・人権保護を理由に、表現の自由や思想・信条の自由が不当に制限されないよう、条例の運用においては慎重な配慮が必要。特定の価値観に偏ることなく、多様な立場や意見が尊重される「開かれた対話の場」を保障するしくみを求める。 ・人権侵害の相談体制や救済の窓口について、利用者が安心してアクセスできるよう、プライバシー保護・専門性・中立性を重視すべき。行政に対する監視や第三者機関の設置なども検討されると、公平性と信頼性が高まる。 ・人権教育は学校だけでなく、職場や地域社会においても重要。年齢や立場に応じたきめ細かい啓発活動を期待。特にインターネット上の誹謗中傷やSNSでの人権侵害が増える中で、デジタルリテラシー教育の充実も強く求められる。SNS上での人権侵害が大きな問題となっており、県の責務、県民の責務、事業者の責務を明確にし、条例の有効性を高めることを望む。 ・条例施行後には、定期的な評価と見直しを制度化し、県民の声を反映させるしくみ（パブリックコメントや審議会の公開等）を整備してほしい。市町村との連携や民間団体・NPOとの協働体制も不可欠であるとする。	長野県消費者団体連絡協議会
56	・条例制定後に各企業でどのように条例を周知していくのかが重要。	長野県中小企業団体中央会
57	・現在、学校現場における喫緊の課題として、SNS・インターネット上での人権侵害の状況があります。条例制定にあたっては、具体的対応項目を入れた内容とすることを望む。また、いじめ防止基本法に沿った項立てが良いと考える。	長野県同和教育推進協議会
58	・包括的な人権尊重に向けた改正は必要だと思うが、決定した後の運用が大切だと思う。県内企業など人手不足の中で、実際にどこまで対応できるか、決めたことをどれだけやるのかなど方向性が重要だと思う。	長野県農業協同組合中央会

59	<ul style="list-style-type: none"> ・県は条例の方向性として「包括的な人権尊重条例」とし、「個別の人権問題を含む施策の方向性」については「条例制定後に基本方針を改定して具現化」するとしている。しかし、現在の社会状況では、個別の人権課題（被差別部落、外国人、障がい者、LGBTQ、生活困窮者など）が表面化し、SNS、インターネットなどでの差別投稿が急増、人権侵害は日常茶飯事。この個別の人権課題に、長野県行政としてどうやってアプローチし、解決していくかがもっとも問われている。長野県の資料を読むと、県条例は「理念条例」「宣言」にとどめ、具体的な対応は「基本方針」の改定で行う方向性と受け止められる。理念条例ではなく、差別を規制する具体的なシステムを条例に盛り込んで、個別の人権課題にも対応する条例とすることを望む。 ・SNS、インターネット上で差別書き込みや情報、映像が氾濫している。ネット上の差別規制、人権侵害対策は急務。長野県が強い態度でネット上の規制を行うことを明言することが、規制につながると思う。条例には、インターネット上での人権侵害を規制する条項を作ることが望む。 ・条例上に差別や人権侵害を受けた人が相談、申告できる機関、あっせん機能を持つ機関を位置付けることを望む。 ・悪質な人権侵害、差別を行う団体や人に対しての罰則や勧告、名前公表など、具体的な規制措置を条例に盛り込むことを望む。 ・県行政が人権を侵害された人々、差別された人々と寄り添う姿勢を示す必要があります。 	長野県平和・人権・環境労働組合会議
60	<ul style="list-style-type: none"> ・本県には、戦時中満蒙開拓団を送り出してきた歴史がある。戦争が起きれば人権を守る話にならないので、憲法の前文にも規定されている「平和のうちに生存する権利」を前文に入れてもらいたい。 ・長野県独自の視点として「豊かな自然環境の保護の観点」を基本的な理念として入れてはどうか。県民が幸せに生活する上での基本的な条件である。 ・県の責務のほか、事業者の責務を規定してほしい。労働者の権利を企業が守らないと人権尊重の実現はできない。人権は企業が守るべき社会的責任・CSR（企業の社会的責任）。国際取引では環境汚染、セクハラ・パワハラ、不当な搾取的取引があれば、中小企業であっても取引ができなくなっている。外国人技能実習生の問題も同じ。世界的に見ても企業の責務が大きくなっている。 ・差別禁止行為に何を盛り込むかは、他県条例を参考とすることはもちろん、今日の課題として、性的指向や性自認は盛り込んでもらいたい。 ・県内では同和問題に従前から取り組んできた。深刻な部落差別が存在しているということを踏まえて、「門地」というような分かりにくい表現ではなく、鳥取県条例のように明確な方がよい。 ・インターネットは大きな課題。インターネット上の人権侵害は落とすことができない。誹謗中傷をしないということは盛り込んでほしいが、同時に「表現の自由」や「通信の秘密」への配慮などバランスの取り方が課題である。 ・三重県の条例にはプロバイダの責任の規定がある。責務として記載する方向で検討をしてはどうか。 ・人権政策審議会は、附属機関条例から新しく人権条例に位置付けて役割を明確化するのがよい。 ・救済については、様々な意見があると思うが、裁判所やADR（裁判外紛争解決手続）機関など活用可能な既存の手続があるので、そうした手続との連携を重視し、県としては相談業務に注力して、市町村や関係機関と連携・協力する体制を構築していった方がよいのではないか。 ・県では最終的に強制力をもって解決できない。最後に頼るところは強制力があってしっかりと問題解決ができる機関だと思うので、相談業務を工夫してほしい。弁護士会、裁判所、法テラス、法務局・人権擁護委員、警察、検察などと協力し、そこへ紹介していくことが必要である。 	長野県弁護士会

61	<ul style="list-style-type: none"> ・理念的な条例とするのか調停・仲介規定まで定めるのかについては議論があると思うが、人的なリソースや法的な専門性の観点から県で調停・仲介まで行うのは難しいのではないかと。 ・多くの県民の方が働いている現状から、人権尊重の取組において事業者の協力が不可欠。 ・県民への広報・啓発についても、職場を通じて行うことが効果的である。 ・しあわせ信州創造プラン3.0及び信州未来共創戦略と方向性をそろえるべき。 ・他県の条例を参考にして策定しているとのことであるが、長野県の歴史や特徴を踏まえた内容を検討すべき。 ・現在、全ての人権課題に共通した問題として、SNS、インターネット上での差別・人権侵害の状況がある。これに対する対応は喫緊の課題だといえる。「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」制定にあたっては、是非具体的な対応項目を入れた内容にすべきと考える。 	日本労働組合総連合会 長野県連合会
62	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の検討過程において当事者の意見は大切であり、検討の中心となる人権政策審議会の委員等に当事者が参画することが望ましい。 ・差別禁止宣言規定だけでなく、インターネット上の部落差別投稿等の削除要請など、起きた人権侵害事案への対応の規定が望ましい。明記することで、県民が「県に相談すれば対応（削除）してもらえると」勇気を出して行動を起こすことができる。 ・意識調査だけでなく、個々の人権侵害の被害者の生活実態調査の実施に係る規定が望ましい。 ・部落差別は昔のことではなく、インターネット上の差別投稿など形を変えて続いていることから、条例の前文には「いまなお続いている」旨の言葉を記載してほしい。 ・人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）を具体化するような条例が望ましい。 ・条例に次の事項を規定してほしい。 部落差別をはじめとするあらゆる差別は許されない、という明確な表明 「差別」の具体的な定義 例えば出身地や家族背景に基づく差別 対象となる行為 結婚、就職、身元調査等 部落差別につながる身元調査、地名調査等の禁止 差別行為が認められた場合、当該者に対する勧告及び公表 ネット上の差別対応 差別情報に対する削除要請ができる 条例の見直し 3年もしくは5年を目途に検証し改正を行う 	部落解放同盟長野県連合会
63	<ul style="list-style-type: none"> ・当市においても「岡谷市人権擁護に関する条例」を制定しているが、県の条例が施行されるにあたり、市町村の責務等の条項がある場合に、当市の条例を改正する必要があるかどうか意見がほしい。 	岡谷市
64	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重条例の制定・推進の際には、市町村事務負担に対しての配慮を望む。 	諏訪市
65	<ul style="list-style-type: none"> ・人権課題はいろいろあると思うが、今もなくならない、部落差別については条例の前文や条例の中に、明記することを望む。 ・国（法務局）、長野県、市町村、（場合によっては事業所）の連携強化を条文に入れることを望む。 ・特に被差別部落を公表しているようなインターネット上の事案や誹謗中傷等には、関係機関の連携を強化して削除に向けて取り組むようなことを盛り込むことを望む。 	小諸市

66	・人権尊重のほか多様性を認め合う共生社会づくりを包含した条例とするか検討してほしい。	中野市
67	<ul style="list-style-type: none"> ・「目的」や「基本理念」において包括的な人権尊重の考え方を打ち出すことは、あらゆる人権課題に対応するための土台となる。そのうえで、理念を単なる抽象的なものに留めず、県民が「自分のこと」として捉え、行動に移せるよう具体的な課題を反映した分かりやすい内容となることを期待。 ・「県の責務、県民等の責務、市町村との協働等」が明記されることで、県だけでなく、県民、事業者、市町村がそれぞれの立場で人権尊重に貢献する意識が醸成されることを期待。特に、県の責務規定については、理念を示すだけでなく、人権課題の現状把握や具体的な施策の実施に関して、県が主体的に取り組む姿勢を明確にし、市町村との適切な役割分担と連携のもと、強いリーダーシップを発揮することを求める。 ・「人権侵害行為の禁止等に係る宣言規定」において、誹謗中傷、いじめ、虐待、不当な差別的取扱い等に加え、「インターネット上の人権侵害」や「優越的關係を背景とした不当要求等」への言及が検討されている点は、現代社会の課題に即した実効性のある条例となるうえで非常に重要。また、これらの規定に「情報流通プラットフォーム対処法」の理念を織り交ぜることで、オンラインとオフライン双方での人権侵害に、より包括的に対応でき、新たな形態の人権侵害にも柔軟に対応できる条例となることを期待。 ・条例制定後に基本方針を改定し、個別の人権課題を含む施策の方向性を具現化するという方向性は、条例が理念を示し、基本方針が具体的な施策を定めるといった役割分担となり、人権政策を体系的に推進するために有効であると考えます。 ・国が定めた「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、現在もなお存在する部落差別を解消するための具体的な施策を盛り込んでほしい。 ・条例では、単なる理念の掲示にとどまらず、教育、啓発、相談体制の整備、そして差別事案に対する対応策など、具体的な取り組みを明記してほしい。 ・特に、被差別部落の公表や結婚差別につながるようなインターネット上での差別的な書き込みは、現代の重要な課題だと認識しています。関係機関の連携を強化して、削除するための対策を盛り込んでほしい。 	佐久市
68	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のこの条例は「理念条例」になるのでしょうか。 ・以前、当市では無断で市内人権啓発センター（隣保館）内に入り、センター内部を勝手に撮影されSNS上にアップされた。また、市内在住の方の名前も晒されるといった事案が発生し、削除要請を行った経過がある。 ・当市がモニタリングを続けている中で危惧していることは、晒しやデマ、差別的発言をして何が悪いのかといった傾向が高まってきていること、それに同調する者がさらに差別的発言を煽っていること。 ・条例策定にあたっては、様々な人権課題において差別を受けている方々の生の声を聞き取っていただいた上で、抑止も含めた具体的対応項目を入れた効果的な内容にしてほしい。 	東御市
69	<ul style="list-style-type: none"> ・県の責務、県民等の責務、市町村との協働とあるが、「事業者の責務」と「教育に携わる者の責務」を加えてはどうか。 ・当町のような小規模自治体は専門性のある職員がいないため、「市町村との協働」については、自治体が施策の策定を行う際などに県からの情報提供や、助言などの支援を期待。 	佐久穂町
70	・人権施策の多くは、女性や高齢者、障がい者といった個別の分野に対応しているが、現代では、一人の人が複数の属性（例：高齢で外国人、LGBTQで障がい者など）を併せ持つ「交差的な人権課題」が顕在化し、縦割りでは対応しきれない状況もある。包括的な人権条例の制定によって、こうした複雑な課題に対応できる条例を期待。	喬木村

71	・お互いの権利等を尊重しあえる社会を構築できると良いと思う。	坂城町
72	・昨今ではSNSなどが媒体となる人権問題が多数発生しているため、インターネットの誹謗中傷等に関する内容を含めた条例とすることを望む。	野沢温泉村

関係団体・市町村への意見聴取結果
 (③その他、人権課題全般に関して)

項目	番号	回答	団体
③その他、人権課題全般に関して	73	・相談窓口の相談員の地位・専門性は重要で、人件費についても考えてほしいと思う。	I 女性会議長野県本部
	74	・依然として上司から部下へのパワハラが問題となっているが、部下から上司へのハラスメントも昨今問題となりつつある。カスハラ、モラハラ、アンコンシャス・バイアス等、今は誰でもハラスメントをしてしまう側になる恐れがあることを周知、理解をする必要がある。	一般社団法人長野県経営者協会
	75	・インターネット上の人権侵害の被害者が早急に望む対応は、まず「削除」である。具体的な対応が無いと「何もしてくれない」と相談をあきらめてしまう。人権相談（入口）と被害者救済（出口）は両輪。 ・他府県の多くが「人権条例」の他に「インターネット上の人権侵害の防止に関する条例」を制定している。また、現状を踏まえ、より実効性を高めるために条例内容の改正検討が継続して行われている。そうした全国の取り組みも参考にしてほしい。 ・ハンセン病問題について、特に長野県では「明治三十二年調」ヤフオク問題を踏まえ、ネット上での問題への対応が求められている。	NPO法人人権センターながの
	76	・精神疾患に関係する社会の誤解と偏見と差別について、報道された事件を見ればわかるが、精神障がい当事者だけを悪者にしてきた社会では今後も起こり得る事件だと考える。 ・社会の偏見と差別により「日々生きにくさを抱える」多くの精神障がい当事者がいる。 ・成長過程においての「いじめ・虐待」等が優しい心を傷つけトラウマとなる。我慢に我慢をかさね、許容範囲を超えた時に問題行動として現れる。誤った偏見と差別の解消が必要である。	NPO法人長野県精神保健福祉連合会
	77	・学校では、子どもが一人一台の端末を手にする環境になり、インターネットがより身近になる中で、学習における活用と並行してインターネットリテラシー教育を実施し、インターネットであろうとその先には人がいて相手を尊重することが大切であることを教えている。 ・「子どもの学びをトコトン支える県民の会」会議において、保護者などの来校者に対して、教職員への行き過ぎた行為を控えるよう発信するポスターの案が示されたように、保護者などの来校者による暴言やSNS等での誹謗中傷も問題視されている。	公益社団法人信濃教育会
	78	・様々な場面で生じる人権問題やSNS等の誹謗中傷など多様化する中で、自分事として捉える「他者理解」やマイクログレッションなど、自治体・民間団体等と連携した啓発・学習等の充実が肝要と考える。	公益財団法人長野県国際化協会
	79	・子供のころからの人権教育が極めて重要と考えるが、教員の不祥事も後を絶たない状況。県教委にエールを送る。	公益社団法人長野県看護協会

80	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約、子ども権利条約等の国際基準の中で、国内の取組を進めてもらいたい。 ・孤立、孤独や「社会の厄介者」は常にその個人の責任が問われる傾向にあるが、人権尊重条例を基盤として、それを生み出す社会の責任を意識する共生社会づくりを目指してほしい。 ・障害者権利条約に日本は批准しているが、対日審査では、特別支援学校、精神科病院、大規模な障がい者入所施設は、条約に反すると審査されている。1つには、障がい者入所施設は、地域移行していくことを求められているが、地域で生活する障がい者は、入所を待ち望んでいる現状がある。これらは、重度障がい者が地域で安心して暮らせるだけの土台が地域に出来上がっていないのだと思われる。本件条例が策定されて障がい者が地域で安心して暮らせる世の中を一緒に作れたらよいと感じた。 	公益社団法人長野県社会福祉士会
81	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設入所者等への虐待が問題視されており、入所者の心理的安全性の保障が課題。 ・相談窓口では、カスタマーハラスメントに困っている相談員が多い。 ・幼少期から学校教育だけではなく、地域社会における生涯学習等を通じて人権尊重意識の醸成を図ることが大切。 ・県内で働く外国人は何年かすると東京に行ってしまう。外国人が働きやすい・住みやすいと思えることが必要 ・格差が広がったことで、自分より立場の弱い人を見つけて攻撃するような風潮が見られるのではないか。 	社会福祉法人長野県社会福祉協議会
82	<ul style="list-style-type: none"> ・当会では、長野県に対して人権にかかわる以下の陳情をしている。 ①旧優生保護法下における強制不妊手術等にかかわる課題 <ul style="list-style-type: none"> ・戦後最悪の人権侵害と言われる旧優生保護法下における強制不妊手術等の課題については、憲法違反と断じ賠償を命じた最高裁判決並びに被害者原告団・弁護団と国との和解文書、先の国会決議や補償法に沿い、県内での被害者への補償について「一人も取り残さない」「優生思想の克服」等を目指した施策を進めること。そのために、次の施策を検討すること。 (1)知事名で、国の誤った施策に加担したことに対して、被害者・家族への謝罪と反省、憲法並びに国連・障害者権利条約を遵守した社会づくりを進める決意などを示す広報を行う。 (2)個々の実情に応じプライバシーに最大限配慮した方法を検討しながら、被害者・家族に対する通知を県として発出する。 (3)被害者・家族に対する丁寧な相談並びに支援体制を整備する。 (4)「一人も取り残さない」補償を実現するために、再調査の実施と共に、上記(1)にあわせ、県民に対し、情報提供への協力依頼を行う。 (5)障害者等への差別根絶をめざした教育や啓発のあり方を検討し具体的な取り組みを進める。また、県の教育計画等に明記する。 ②障害者福祉施設、事業所等における障害児者への虐待、不正事案などがあとを絶ちません。国連・障害者権利条約、国の障害者虐待防止法、障害者差別解消法並びに「障害のある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」などを受け、その実効性が担保できるよう具体的に発生した事案や相談内容などを第三者機関において十分に検証し、公的責任の下、解決が図られる体制を整備すること。また、被害者のプライバシーに配慮しながら公表を行うこと。 ③障害者に関わる施策の計画・立案、推進に際しては次の事項を重視すること。 (1)当事者参加と障害者・家族の実態やニーズに係る調査並びにデータの集約・分析、情報公開及び意見表明の機会の保障などを大前提とする。進捗状況等の評価や施策の見直しについても当事者参加のもと丁寧に行う。 (2)障害者施策を検討する各種委員会の委員（共生社会づくり調整委員会を含む）の人選や行政機関の人事等にあたっては、障害者並びに女性の視点が活かされるよう当事者参加を重視するとともに公募委員を積極的に参画させるなど継続して改革を進める。県の行政機関においても意図的・計画的な人事、育成をすすめる。 	障害者の生活と権利を守る長野県連絡協議会

	<p>(3)厚生労働省が地域移行等に係る調査の実施を表明していますが、併せて県として、障害者・家族のニーズに応じた地域生活支援体制がどこまで整っているかを調査する。</p> <p>④手帳を持たない障害児者の福祉・医療等について県単独事業で手帳所持者と同等の権利を保障すること。当面、福祉制度の対象となっていない障害児（心身症等の病気を含め）家庭の実態を調査し必要な施策を講ずること。また、貧困、障害・病気などの課題を有する保護者が養育する子ども（ヤングケアラーの課題を含め）の実態について調査を行い必要な施策を進めること。さらに、児童相談所の機能並びにスタッフの充実とあわせ、緊急時の一時預りの場とスタッフの確保を行なうこと。</p> <p>⑤「介護の社会化」を進めるために、「介護者（ケアラー）支援条例」（仮称）の策定を検討すること。</p> <p>⑥財政力や障害者福祉関係の人材が乏しい市町村の障害者プラン及び防災等のプラン作成や福祉充実に県として積極的に連携するとともに支援を行うこと。</p> <p>⑦県選挙管理委員会と関係機関が連携して障害者・患者・高齢者の参政権保障のためのニーズ調査を行い必要な施策を講ずる。在宅投票制度・移動投票所などを更に拡充し、投票所へ行くことが困難な障害者の投票権を保障する。また、投票所の現状を調査しバリアフリー化を進め誰でもが安全で困難なく投票できるようにする。各障害種に応じた情報提供、投票補助具の提供などを行う。また、安易な投票所の統合を見直し、障害者、高齢者の投票権を保障する具体的な手立てを講ずること。</p> <p>⑧社会参加が進む中、障害者がトラブルに巻き込まれるケースが増えています。現職警察官の研修並びに警察学校の教育課程に、「人権・障害者理解」を取り入れ継続的に実施すること。</p>	
83	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の数だけ、大なり小なり人権は存在する。全てに目を向けることは不可能かもしれないが、条例を制定し、早くに運用できれば、それだけ加害者への牽制抑止につながり、被害者や家族への安心に繋がる。万が一、発生してしまっても、サポート機関があれば助かる人も沢山いる事だろう。 ・現在も差別は、喫緊の課題である。県としての対応が求められる。 	「同和問題」にとりくむ長野県宗教教団連絡会議
84	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題などに興味を持たない人が大勢いる。そういう人に対してどのような施策、広報を考えていくのか、大きな課題だと思う。 	特定非営利活動法人信州難聴者協会
85	<ul style="list-style-type: none"> ・差別を生み出しにくい社会をつくることも行政の責務と考える。貧困やヤングケアラー、ひとり親家庭等への支援や非正規労働者やフリーランスの身分保障等のための施策にとりくむこと。また、外国由来の子どもをもつ家庭や外国人労働者を支援する体制整備、とりわけ民間のNPO団体等への支援や横のつながりを形成し、切れ目のない支援が行われるようとりくむこと。 ・子どもたちの体験格差が家庭の経済格差によるものとならないよう、無料で参加できる活動の場を各地に十分確保すること。 ・教職員を含む、労働者の労働基本権が守られ、ゆとりある働き方ができるための方策等を検討すること。 ・「長野県こども支援センター」及び「子ども支援委員会」の存在をより広く県民に周知し、子どもの相談・救済窓口を一般的なものにすると共に、予算措置を講じ、十分な人員配置をすること。 	長野県教職員組合
86	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントについては会員団体からよく聞く。特にカスタマーハラスメントについては、その対策に関する研修会を開催すると応募者が多く、需要があると感じている。 ・企業においては女性、外国人、シニア（高齢者）など様々な人が働いており、それぞれの人権を尊重し、多様性を受け入れる土壌をつくるのが、働きやすい職場づくりにつながる。 	長野県商工会議所連合会
87	<ul style="list-style-type: none"> ・今、本当に求められていることである。 	長野県助産師会

88	<p>・消費者団体の立場から見た人権課題として</p> <p>①安全に関する権利</p> <p>(1) 有害な商品・サービスから保護される権利。</p> <p>(2) 食品、医薬品、玩具、電気製品などの安全性が確保されていない場合、生命や健康が脅かされる可能性がある。</p> <p>(3) 特に子どもや高齢者などの脆弱な層に配慮が必要。</p> <p>②知る権利（情報へのアクセス）</p> <p>(1) 商品・サービスに関する正確でわかりやすい情報を得る権利。</p> <p>(2) 表示の不備、誤認を誘う広告、不十分な成分表示などは消費者の判断権を侵害。</p> <p>(3) 情報弱者（高齢者、外国人、障がい者）への配慮も重要な人権問題。</p> <p>③選ぶ権利</p> <p>(1) 独占や不当表示、価格操作はこの権利を阻害する。</p> <p>(2) グリーンウォッシング（環境配慮の偽装）なども消費者の選択を誤らせる問題。</p> <p>④意見を反映させる権利</p> <p>(1) 政策決定や企業の意味決定に消費者の声が反映される権利。</p> <p>(2) 意見表明の機会がなかったり、組織的に排除されたりする場合は民主的なプロセスが損なわれる。</p> <p>(3) 脆弱な立場の人々（マイノリティ、障がい者など）の声の反映が課題。</p> <p>⑤教育を受ける権利</p> <p>(1) 消費者として賢明な選択をするための教育を受ける機会。</p> <p>(2) 特に若年層や高齢者に対する金融・契約・デジタルリテラシー教育の不足は、詐欺や搾取につながる恐れ。</p> <p>⑥持続可能性と企業の責任</p> <p>(1) 労働者の人権侵害（児童労働、強制労働、低賃金など）に加担しない商品を選びたいという消費者の要求。</p> <p>(2) 企業のサプライチェーンにおける人権尊重の取り組みを透明化しよう求める声が高まっている。</p> <p>(3) 消費者が人権に配慮した商品を選べる環境の整備が必要。</p> <p>⑦差別や排除のない取引環境</p> <p>(1) 性別、国籍、障がい、年齢などに基づく差別的な取り扱い（価格差別、サービスの提供拒否など）は人権問題。</p> <p>(2) デジタルサービスにおけるアルゴリズムによる差別（AIによる価格操作や行動追跡）も新たな課題。</p> <p>⑧全体として</p> <p>(1) 消費者団体は、消費者が安心して生活できる社会の実現に向けて、**「安全・情報・選択・参加・教育・公正・持続可能性」**という視点から、人権にかかわる多様な課題に取り組んでいます。特に近年は、企業の社会的責任（CSRやESG）やサプライチェーンにおける人権問題が注目されており、消費者の選択がグローバルな人権状況にも影響を与えることが認識されています。</p>	長野県消費者団体連絡協議会
89	<p>・長野県において、若い女性が一度県外に出て戻ってこない人口流出が大きな課題。男女の性別による固定的役割分担意識の解消が必要。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症のまん延時は人権意識が課題となった。非常時の備えは人権の観点でも必要。</p> <p>・インバウンドや外国人労働者の増加に伴い、外国人との共生も考えていく必要がある。</p> <p>・自治会などを通じた地域で人権を学ぶ機会の提供も大切ではないか。</p>	長野県商工会連合会
90	<p>・企業や地域において「女性の立場が弱い」と発言できる場がないという話を聞く。</p> <p>・外国人労働者も増えている中で、外国人との共生を考えていくことが大切。</p>	長野県中小企業団体中央会

91	<ul style="list-style-type: none"> ・部落差別をはじめ、障がい者、外国人、女性、LGBTQ、子ども、ハンセン病回復者及び家族への差別、コロナや新たな感染症発生による差別、SNS・インターネットによる人権侵害等、なくなるどころか、むしろ増えている現状。全ての人が、あらゆる人権問題を自分事として考え合うことができる教育・機会を保証すべきと考える。 	長野県同和教育推進協議会
92	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な価値観という意味で多様性を認めることは大切なことだと思うが、どこまで容認すべきか、社会のルールとしてとか公共の立場とすると難しい場面があると思われる。 	長野県農業協同組合中央会
93	<ul style="list-style-type: none"> ・本年は戦後80年。平和が保たれていないと、子ども、高齢者、女性等の人権は踏みにじられてしまう。 ・子どもの居場所づくりをしているNPO法人などの団体、子ども食堂などは、物価上昇等により非常に苦勞していると聞く。財政的な支援も含めて検討してほしい。 ・高齢者虐待が深刻。特に親族で介護する側が疲れてしまい、虐待につながる事例が多い。課題として提起しておきたい。 ・消費者被害について、中小企業が被害にあうこともあるが、消費者ではないとしてその被害対応について抜け落ちてしまう。 ・人権政策審議会の委員についても配慮が必要。外国籍の人を入れるなど、運用上の問題だと思うが工夫できたらよい。 ・子どもの貧困の問題が深刻。シングルマザーから「離婚後に養育費が払われず食事が満足にとれない」という相談を受けることがある。地域で子どもを支える必要がある。能力がある子どもたちが進学を断念しないように、一人親家庭と子どもの貧困の問題について、表現は難しいと思うが、何らかの言及をしていただくことができればありがたい。 ・基本方針でも使っているが「外国人」という言葉を使うことに抵抗を感じる。外国籍だが日本で生まれ育ち母国に帰らず、言葉も日本語のみを話す方がいる。外国にルーツを持つ〇〇区民などという使い方もある。武蔵野市では「外国籍市民」を使っている。多文化共生社会を目指す上でも重要な一歩になると思うので、条例の説明は多言語対応をお願いしたい。 ・いじめ相談の窓口について、子どもは相談の仕方が分からない。条例を作って、ぜひ子どもにも分かりやすいものを提供していただければ、そこから繋がると思う。 	長野県弁護士会
94	<ul style="list-style-type: none"> ・カスタマーハラスメントは多種多様な分野の労働者に関する課題として問題意識を持っている。 ・外国人を労働力のみで捉えず、暮らしを含め共生していくという姿勢が大切。 ・賃金格差など男女の格差についても人権課題と捉えるべき。 ・寛容性という言葉は、様々な捉え方があり注意が必要ではないか。 	日本労働組合総連合会 長野県連合会
95	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上に特定の地域を掲載するなど、部落差別を助長する内容を載せているホームページについて、法務局に削除要請をしているが、削除に至っていない。こうした状況に対処できる規定を設けた条例にしてほしい。 	長野市

96	<p>・須坂市内の法人等で組織する企業人権教育推進会議は2025年度現在で79社が加入し、活動をしている。加入企業は廃業等により少しずつ減少している状況ですが、稀に「活動にメリットが見え難い」といったものがある。パワハラ防止法・男女雇用機会均等法等の施行により事業主に対し配慮を求める、また労働者不足により、企業グループや事業所個別に社会保険労務士による指導を仰ぐ事例もみられ、「会費を負担してまで」との意見をお聞きすることも稀にある。</p> <p>そこで、長野県産業労働部所管の「職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度」の認証要件に「長野県企業人権教育推進連絡協議会加入していること」を加えていただけないか、ご検討いただけないでしょうか。</p> <p>地域の連絡協議会ごとに会の目的達成に向け魅力付けをおこなうことが本来の姿と考えますしこれからも取り組んでまいります。条例制定後に検討課題として加えていただけないでしょうか。ご一考をお願いいたします。</p> <p>・女性相談を担う立場から、パートナーを思いやる心の醸成は重要と感じる事例に遭遇する。思春期に至る過程において性教育の分野等で醸成を図ることが重要と感じる。現在もそれぞれの現場で取り組んでいると考えるが条例制定以降、高等学校等における教育分野において、相手を尊重する視点を含めた(性)教育の推進に一層の取り組みについて検討してほしい。</p>	須坂市
97	<p>・教職員の部落差別に関する認識や理解が薄れているように感じる。地域格差はあると思うが、全県を異動する教職員の皆さんに対しては、以前いた同和教育推進教員などが講師となり、一律の知識を身につけていただくか、市町村や長野県教育委員会の人権に関する研修会には、積極的に参加していただくような仕組みを作してほしい。働き方改革を進めている中、難しいことだとは承知している。</p> <p>・条例案ができたところで、再度、今回と同じように意見徴収をしていただきたい。</p>	小諸市
98	<p>・「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の検討について」の「2方向性」で示されているとおり、長野県人権政策推進基本方針において、多様な関係者からの意見集約、社会情勢の変化に応じた適宜の見直しを進めてほしい。</p>	中野市
99	<p>・人権課題は多岐にわたり、常に変化している。この条例が制定された後も、社会情勢の変化や新たな人権課題の発生に柔軟に対応できるよう、継続的な見直しや、県民からの意見を吸い上げる仕組みの維持・強化が重要であると考えます。</p> <p>・条例の実効性を高めるために人権教育・啓発のさらなる推進が不可欠。人権侵害の早期発見と解決のためには、相談体制の強化や関係機関との連携も欠かせない。これらの政策が理念の提示だけでなく、具体的な行動につながるような実効性のあるものとなるよう強く期待。</p> <p>・「しあわせ信州創造プラン3.0」や「信州未来共創戦略」にも位置付けられている人権尊重の社会づくりは、県民一人ひとりが安心して暮らせる社会の基盤。この条例が、長野県の豊かな自然と文化の中で、多様な人々が互いを認め合い、尊重しあえる共生社会の実現に大きく貢献することを期待。</p>	佐久市

100	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な人権課題に対する知識と理解を深め、差別のないまちづくりをめざし、行政をはじめ関係機関・関係団体は日々活動している。 ・当市では、学校・地域・企業における人権に対する学びを、さらに深めて行きたいと考えている。特に未来を担う子どもたちの人権感覚を高める一翼を担うのは、学校における人権教育であることを真摯に受け止め、今後の事業の展開を図っていききたいと思う。 ・学校における児童・生徒たちへの人権教育においては、教職員自身の差別や人権に対する正しい知識や向き合う姿が大きく影響してくるものと考えており、実際、各校での教職員への人権研修（特に部落問題）を行った際にも、人権意識に対する温度差が非常にあると痛感している。 ・県教育委員会から、教職員に向けてのミニ同和講座などの提供も受けているが、特に部落差別についてはすべての人権課題解決の根本になることから、教職員に対する人権教育の推進、指導をお願い出来ればと思う。 	東御市
101	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例制定がゴールではなくスタート地点であり、実際の取り組みや社会情勢の変化に合わせた対応などが非常に重要だと感じているので、県には強いリーダーシップを発揮して取り組んでもらうよう期待。 	佐久穂町
102	<ul style="list-style-type: none"> ・家族のあり方や働き方、価値観の多様化が進む現代において、「すべての人が安心して暮らせる社会（長野県）」の実現に向け、何らかの法規範により複雑な課題にも対応できる柔軟な枠組みができるていることが望ましいと考える。 	喬木村
103	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携、協働しながら実現に向けていってほしい。 	坂城町
104	<ul style="list-style-type: none"> ・現代はインターネットにより様々な事項を確認することができるが、誤った情報も多く、特に人権問題に繋がる情報について整備されていない状態。人権尊重を推進するに非常に危うい時代ととらえられる。誤情報も含めインターネットの整備や条例づくりは喫緊の課題と認識。 	野沢温泉村